

# 第31回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和7年12月24日（水曜日） 開始 15:30 終了 17:00  
会 場 串間市役所3階大会議室

## 出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦  
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）  
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘  
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

## 欠席農業委員 0名

## 出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸  
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博  
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎  
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

## 欠席推進委員 0名

議事録署名委員 6番 牧野 菜那 、 20番 島田 正弘

議事日程	第1	報 告	農地法第18条第6項の規定による届出について
	第2	議案第185号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第3	議案第186号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4	議案第187号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第5	議案第188号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
	第6	議案第189号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）
	第7	議案第190号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分）

出席事務局 5名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊  
調整係長 酒井 尋 書 記 谷口 哲平 書 記 酒瀬川 千浪

議長（1番）

ただいまから、第31回農業委員会定例総会を開催いたします。  
本日の出席委員は、「農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名」でございます。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

**議事録署名委員の指名**

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員は、  
6番 牧野 菜那 委員  
20番 島田 正弘 委員 をお願いします。

議長（1番）

**報告：農地法第18条第6項の規定による届出について**

それでは議案審議に入ります。  
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。今回の合意解約は4件でございます。内容といたしましては、経営移譲、貸人の要望、耕作者変更が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（1番）

**議案第185号：農地法第3条の規定による許可申請について**

次に議案第185号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から3番の3件を議題としまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第185号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から3番の所有権移転に関する3件を説明いたします。まず、申請番号1番につきましては、杉苗木の栽培を行うための申請です。農地法第2条第1項に「農地とは、耕作の目的に供される土地をいう」と規定されており、この耕作とは、土地に労働及び

事務局

資本を投じ肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。今回の申請内容は、草刈り及び堆肥投入などの肥培管理を行う計画でありましたので申請を受理し、議案として提出したところでございます。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、6ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、10番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

10番委員

議案第185号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域の申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は非農家で管理できないため受人に売り渡し、受人は申請地に杉の苗木を育苗し、自己所有地及び経営する木材会社へ供給するため申請されています。作付け方法としては、挿し苗とコンテナ苗で育苗し、施肥や除草などの肥培管理を行い、育苗期間は1年から2年程度かかることでした。また、労働力については、本人が300日、父と妻が150日の従事計画であり、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な育苗を行っていけると考えます。なお、申請地の周囲は、山林原野化しており支障はないと思われまます。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番の1件について、9番委員より説明をお願いします。

9番委員

議案第185号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域の申請番号2番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため現耕作者である受人に売り渡し、受人は水稻を作付けする計画です。受人は、毎年水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人が150日、兄と兄嫁が250日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えまます。また、申請地の周辺は水稻地帯であり、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号2番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地

9 番委員

法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方  
よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次に 3 番の 1 件について、1 7 番委員より説明をお願いします。

1 7 番委員

議案第 1 8 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 3 番の所有権移転  
に関する 1 件でございます。3 番につきましても、渡人は現耕作者である受人に贈与し、受人はハウスキンカ  
ンを栽培するものです。受人世帯は、毎年キンカンを栽培しており、農業従事状況については、本人、父、母  
が 2 5 0 日、祖父、祖母が 1 5 0 日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的  
な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲も受人が同様にキンカンを栽培しており、耕作に  
あたって支障はありません。以上、申請番号番 3 番の所有権移転の 1 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2  
項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願  
ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請番号 1 番から 3 番の 3 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 1 8 5 号、申請番号 1 番から 3 番の 3 件は許可することに決定  
いたします。

**議案第186号：農地法第4条の規定による許可申請について**

議長（1番）

次に議案第186号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第186号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の1件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、10ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

3番委員

議案第186号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。この1件の申請地は申請人が相続し宅地の一部として管理してきたが、自宅を建て替えるため土地の測量を行ったところ転用許可が必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の1ページから5ページをお開きください。申請地の周囲は自己所有の土地と南側が小学校であり、雨水については南側に水路があり、自己所有の土地については自然浸透で問題ないため土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

議長 ( 1 番 )

異議なしということですので、議案第 1 8 6 号、申請番号 1 番の 1 件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

**議案第 1 8 7 号：農地法第 5 条の規定による許可申請について**

議長 ( 1 番 )

次に議案第 1 8 7 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 5 番の 5 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 8 7 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、申請番号 1 番から 5 番の 5 件であります。まず、申請番号 3 番から 5 番の 3 件の農振区分は農振農用地であります。令和 7 年 1 2 月 1 6 日に農振農用地の用途変更手続きが完了しております。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 5 件は、1 2 ページにあります農地法第 5 条第 2 項第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長 ( 1 番 )

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、6 番委員より申請番号 1 番と 2 番の 2 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

6 番委員

議案第 1 8 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 1 番と 2 番の所有権移転に関する 2 件でございます。まず、1 番につきましては、申請地は耕作不便で植林に至っており、林業経営する受会社との売買にあたり転用許可が必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の 7 ページから 1 4 ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため土砂流出等の影響はないと思われま。次に、2 番につきましては、受会社は電気工事業を営んでおり、これまで自宅を事務所として利用していたが、事業拡大に伴い職員が増加したため、新たに申請地を事務所兼資材置場として利用したく申請されたものです。申請地図面の 1 5 ページから 1 9 ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水については西側道路側溝に排水するため問題なく、土砂流出等の影響

6 番委員

はないと思われます。以上、申請番号1番と2番の2件について調査しましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に3番から5番の3件について、14番委員より説明をお願いします。

14番委員

議案第187号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番から5番の3件です。この3件は、申請人が県道一氏西方線の改良工事に伴い、既設水路の付替えの必要があるため申請地を農業用水路として利用するものです。申請地図面の21ページから25ページをお開きください。申請地北側、東側に農地が隣接しますが、転用用途が農業用水路のため問題ないと思われます。以上、受付番号3番から5番の3件について調査しましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請番号1番から5番の5件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第187号、申請番号1番から5番の5件は許可相当としますが、申請番号1番は、事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、2番から5番の4件は、意見を付して県へ副申いたします。

**議案第188号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）**

議長（1番）

次に議案第188号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、農用地利用集積等促進計画の

議長（１番）

要請について、所有権移転分、申請番号１番の１件を議題といたしまして審議を行います。  
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１８８号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転は申請番号１番の１件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１件は、宮崎県農業振興公社を介して行う特例事業（一時貸付タイプ）の売買であり、１６ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
ただいまの説明に対しまして、９番委員より申請番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

９番委員

議案第１８８号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転分、申請番号１番の１件を報告します。この１件においては、宮崎県農業振興公社を介して行う特例事業（一時貸付タイプ）であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請番号１番の１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということでありますので、議案第１８８号、申請番号１番の１件は、農地中間管理機構へ農用地

議長（1番） 利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

**議案第189号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分）**

議長（1番） 次に議案第189号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分ではありますが、5番委員と22番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。  
暫時休憩します。

（ 5番委員、22番委員 退室 ）

議長（1番） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案第189号、先に申請番号6番と13番と14番の3件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第189号、農地中間管理事業に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号1番から15番の15件ではありますが、先に申請番号6番と13番の2件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は16ページにあります、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番） 説明はお聞きのとおりでございます。  
ただいまの説明に対しまして、9番委員より申請番号6番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

9番委員 議案第189号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号6番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長（１番）

次に１３番と１４番の２件について、２０番委員より説明をお願いします。

２０番委員

議案第１８９号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号１３番と１４番の２件を説明します。この２件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者等担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請番号６番と１３番と１４番の３件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１８９号、申請番号６番と１３番と１４番の３件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。  
暫時休憩します。

（５番委員、２２番委員 入室）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、只今、審議決定をいただきました申請番号６番と１３番と１４番の３件を除く、申請番号１番から１５番の合計１２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１８９号、農地中間管理事業に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、

事務局	<p>貸借権設定の新規分は申請番号6番と13番と14番の3件を除く、申請番号1番から15番の合計12件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請12件は16ページにあります、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われま す。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長（1番）	<p>説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願い します。</p>
8番委員	<p>議案第189号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請につい て、新規分、私の担当区域の申請番号1番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推 進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の 利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長（1番）	<p>次に2番と3番の2件について、10番委員より説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>議案第189号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請につい て、新規分、私の担当区域の申請番号2番と3番の2件を説明します。この2件については、農地中間管理事 業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農 地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長（1番）	<p>次に6番を除く4番から11番の7件について、9番委員より説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>議案第189号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請につい て、新規分、私の担当区域の申請番号6番を除く4番から11番の7件を説明します。この7件については、 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積と なることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたしま す。</p>
議長（1番）	<p>次に12番の1件について、18番委員より説明をお願いします。</p>

18番委員

議案第189号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号12番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

次に15番の1件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第189号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号15番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請番号1番から15番のうち6番と13番と14番を除く12件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第189号、申請番号1番から15番のうち6番と13番と14番を除く12件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

**議案第190号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：再配分）**

議長（1番）

次に議案第190号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分であります。6番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31

議長（１番）

条第１項の規定により、退室をお願いします。  
暫時休憩します。

（ ６番委員 退室 ）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案第１９０号、先に申請番号３番の１件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１９０号、農地中間管理事業に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号１番から１４番の１５件ありますが、先に申請番号３番の１件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１件は１６ページにあります、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
ただいまの説明に対しまして、１６番委員より申請番号３番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１６番委員

議案第１９０号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の申請番号３番の１件を説明します。この１件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

議長（１番） 申請番号３番の１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番） 異議なしということですので、議案第１９０号、申請番号３番の１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

暫時休憩します。

（ ６番委員 入室 ）

議長（１番） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、只今、審議決定をいただきました申請番号３番の１件を除く、申請番号１番から１４番の合計１３件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１９０号、農地中間管理事業に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号３番を除く１番から１４番の１３件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１３件は１６ページにあります、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（１番） 説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、１６番委員より申請番号３番を除く１番から１２番の１１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１６番委員

議案第１９０号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の申請番号３番を除く１番から１２番の１１件を説明します。この１１件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

次に13番と14番の2件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第190号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の申請番号13番と14番の2件を説明します。この2件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請番号1番から14番のうち、3番を除く13件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第190号、申請番号1番から14番のうち3番を除く13件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。  
これで第31回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和7年12月24日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

6番 牧野 菜那

20番 島田 正弘